

令和5年度

社会福祉法人指導監査等方針

小 郡 市

## **1 基本方針**

社会福祉事業を行う社会福祉法人等は、主として措置費、自立支援給付及び介護給付等の公的資金により運営される極めて公共性の高い組織であり、適正で円滑な運営が強く求められます。

このため、指導監査等では、法人の運営管理、利用者に対するサービス提供、措置費等公的資金の取扱い等が法令等を遵守した適正なものとなっているかについて、下記の点にも留意し、実地による確認を行います。

- (1) 福祉サービスの利用者に対するより一層のサービスの質の向上に資するよう指導に努めるなど、指導が形式的にならないようにすること。
- (2) 改善を要する事案は、原因究明を行うとともに、改善の方策についても具体的な方針を示すよう努めること。また、短期間に解決が困難な事案にあつては、年次改善計画の作成を指導するなど、継続的な指導を行うこと。

## **2 指導監査事項**

### **(1) 重点事項**

#### **ア 評議員、理事及び監事の欠格事由等の確認**

平成29年の社会福祉法の施行から4年が経過し、評議員、理事及び監事について改選が行われていることから、社会福祉法、同法施行規則及び定款に定められた手続きを経て選任しているか、欠格事由に該当する者がいないか等を確認します。また、役員については資格要件を満たした者が選任されているかを併せて確認します。

### **(2) 一般的事項**

#### **ア 社会福祉法人運営**

(ア) 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)に基づき、社会福祉法人の運営が適正に行われているか確認します。

(イ) 社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について(令和4年12月26日社援発1226第5号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、社会福祉連携推進法人の運営が適正に行われているか確認します。

(ウ) 法人運営等における暴力団排除の徹底が図られているか確認します。

#### **イ 会計処理**

- (ア) 「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)に基づき、社会福祉法人の会計処理が適正に行われているか確認します。
- (イ) 社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について(令和4年12月26日社援発1226第5号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づき、社会福祉連携推進法人の会計処理が適正に行われているか確認します。
- (ウ) 社会福祉法人会計基準、社会福祉連携推進法人会計基準及び国からの諸通知を踏まえ、社会福祉施設の会計処理が適正に行われているか確認します。

## ウ 利用者サービス

- (ア) 福祉サービスに関する苦情への対応については、次の点を確認します。
- ・ 苦情解決の仕組み及び第三者委員の氏名、連絡先等が周知されているか
  - ・ 利用者等からの苦情(要望を含む。)に対して迅速・的確に対応しているか
  - ・ 苦情の内容及び解決結果が記録され、定期的に公表されているか など
- (イ) 福祉サービス第三者評価の受審等、サービスの質の向上に向けた取組について確認します。

## 3 その他の事項

### (1) 重大な問題を有する法人に対する重点指導

重大な問題を有する法人に対しては、改善報告の提出を求め、その報告に従って改善がなされているか随時確認するなど、重点的かつ継続的に指導を行います。

継続的指導によっても改善措置が講じられない場合は、その事案に応じて社会福祉法等に基づく改善勧告、改善命令、役員解職勧告、業務停止命令、法人名等の公表を行うなど、厳正に対処します。

### (2) 法人の新規設立時における事務指導

新たに設立を認可した法人については、円滑かつ適正な運営が確保できるよう、原則として設立年度において、事務指導を行います。